

## 事後審査型条件付一般競争入札の実施

大木町が発注する建設工事について、下記のとおり事後審査型条件付一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、当入札は、入札参加者が 1 者のみの場合においても成立します。

令和 8 年 8 月 12 日

大木町長 広松 栄治

記

### 1 入札対象業務

|               |                                                                                                                                                                                     |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件 名           | 起工第 21 号 大溝駅前広場整備工事                                                                                                                                                                 |
| 場 所           | 三潞郡大木町大字大角地内                                                                                                                                                                        |
| 概 要           | 工事長 L=77.5m<br>道路改良工事<br>排水構造物工(側溝) L=89.0m、車道舗装 A=436.0m <sup>2</sup> 、<br>歩道舗装 A=221.0m <sup>2</sup> 、縁石工(各種) L=208.0m<br>道路附属物設置工事<br>道路照明灯設置工 N=3 本、通路シェルター N=1 棟、<br>駐輪場 N=1 棟 |
| 履行期限          | 契約の翌日から令和 9 年 3 月 19 日まで                                                                                                                                                            |
| 予定価格(税込み)     | ¥48,830,100-                                                                                                                                                                        |
| 入札書比較価格(税抜き)  | ¥44,391,000-                                                                                                                                                                        |
| 最低制限価格(税込み)   | 変動型最低制限価格                                                                                                                                                                           |
| 最低制限比較価格(税抜き) | 変動型最低制限比較価格                                                                                                                                                                         |

※変動型最低制限価格制度については、事務取扱要領及び算出例を町ホームページに掲載しているので確認すること。なお、算出例については、重ねて当公告文の最後に図示しているので参照してください。要領上、**入札額が、入札書比較価格(予定価格の税抜き価格)に 0.8 を乗じて 1,000 円未満を切り上げた金額を下回る入札は全て無効となります。(令和 8 年 4 月改正)**

### 2 入札に参加できる者に必要な資格等

大木町入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)登録済者で、開札の日において次の条件を全て満たしていること。

|         |                                                                                                                |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入札の参加形態 | 単体                                                                                                             |
| 格付等     | 柳川市、大川市、みやま市及び大木町内に、本店・支店・営業所を有し、希望業種が「土木工事」であることを名簿に登録されている者で、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値(P)が 940 点以上であること。ただし、町内に本 |

起工第 21 号 大溝駅前広場整備工事

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 店・支店・営業所を有する者については 720 点以上とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 建設業の許可 | 土木工事業の特定又は一般                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 配置技術者  | 建設業法の規定に基づき、本業務に対応する技術者を配置できること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | <p>企業として、令和 5 年 4 月 1 日以降において、本件業務と同種・同規模の元請完了実績を有すること。ただし、町内に本店を有する者に限り、上記の同種・同規模実績は問わない。</p> <p>なお、本件における同種とは、官公庁発注の道路改良工事をいい、同規模とは、実績 1 件当たりの契約金額において本公告における予定価格に 0.8 を乗じた金額以上のものを指す。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|        | 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者ではないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | 大木町指名停止措置要綱（平成 19 年要綱第 10 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）ではないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「決定日以降の経審」という。）を受けている場合を除く。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|        | 町税を滞納している者（法人等の代表権を有する役員を含む）ではないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|        | <p>次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。</p> <p>① 入札に参加しようとする者又はその役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者。その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等。個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である場合、又は暴力団員等が経営に事実上参加していると認められるとき。</p> <p>② 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員等に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>③ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>④ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> |

|  |                                                                      |
|--|----------------------------------------------------------------------|
|  | ⑤ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。 |
|--|----------------------------------------------------------------------|

### 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

#### (1) 入札手続に関すること

〒830 - 0416 福岡県三潴郡大木町大字八町牟田 255 番地 1

大木町役場総務課

TEL (直通) 0944-32-1035

#### (2) 設計業務に関すること

〒830 - 0416 福岡県三潴郡大木町大字八町牟田 255 番地 1

大木町役場 建設水道課

TEL (直通) 0944-32-1064

### 4 入札日程等

#### (1) 事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）の交付

本公告日から参加申請書受付終了時まで、大木町ホームページからダウンロードすることにより交付する。

#### (2) 参加申請書の提出

本公告日から令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 5 時までに大木町役場総務課人事庶務係へ一般書留郵便、簡易書留郵便又は持参により提出するものとする。ただし、持参の場合は正午から午後 1 時までを除き、大木町の休日を定める条例（平成元年条例第 14 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

#### (3) 設計図書の閲覧

行わない。ただし、大木町ホームページからダウンロードすることができる。

#### (4) 設計図書に関する質問

本公告日から令和 8 年 9 月 1 日（火）正午までの期間において、指定様式に記載している送信先に Fax を送付することにより受け付ける。回答は、質問者に対し令和 8 年 9 月 4 日（金）までに参加申請書に記された回答先にメール又は Fax を送信することにより行う。なお、参加者全員に対し回答が必要と認める質問の場合については、参加者全員に同様の方法により回答する。

#### (5) 現場説明会

行わない。

#### (6) 入札書の提出方法

大木町契約規則（平成 26 年大木町規則第 2 号）（以下「契約規則」という。）による郵便入札（**一般書留又は簡易書留のみ可**）とする。

#### (7) 積算内訳書の提出

ア) 入札書に記載される入札金額に対応（入札書記載金額と積算内訳書頭書金額が一致）した積算内訳書の提出を要する。

イ) 端数処理については、別添「積算内訳書作成要領【端数処理編】」で示す方法により行うこと。上記に示した以上の処理（指定した箇所以外での端数処理や、規定以上の端数処理及び根拠の不明瞭な「値引き」等）は行わないこと。

#### (8) 入札書の到達期限

令和 8 年 9 月 10 日（木）午後 5 時まで

#### (9) 入札保証金

免除する。

#### (10) 開札の日時、場所等

令和 8 年 9 月 11 日（金）午前 10 時から 1 件目の開札を大木町役場 3 階第 4 会議室にて実施

する。本入札は、8 件目の開札である。なお、入札価格の順位のみ（以下、最上位の順位者を「落札予定者」という。）を決定するものとし、同価入札の場合は開札立会人が引くくじにより順位を決定する。また、会場は見学・傍聴自由とする。

#### (11) 開札前の辞退

特に指定がない場合、建設業許可の種類や配置すべき技術者の資格要件、専任の有無等については建設業法の規定を遵守することとなるが、不慮の事態により予定していた技術者を配置できなくなった場合や、見積もった結果として請負金額や下請合計額が当初の予定を超過し、技術者配置等に対応できなくなった事が判明した場合は、開札当日（直前）までに必ず辞退届を提出すること（落札決定の後、上記理由で契約ができなくなった旨の申出がなされた場合、指名停止処分の対象となるので、特に留意すること）。

#### (12) 落札予定者への連絡

入札書へ記載した金額が、入札書比較価格（＝予定価格の税抜金額）の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、入札書比較価格と最低制限比較価格（＝最低制限価格の税抜金額）の範囲内）で、最も低かった者を落札予定第 1 順位者とし、開札の結果、落札予定第 1 順位者となった者へ、その旨を連絡する。なお、当該者は連絡を受けた日から 4 日以内（休日を除く）に事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び資格確認審査に必要な指定の書類（以下「確認申請書等」という。）を持参により提出しなければならない。

### 5 資格確認審査と落札者の決定

当該落札予定第 1 順位者から提出された確認申請書等の審査を、当該提出日から 4 日以内（休日を除く）に行い、資格を満たしている場合はその者を落札者として決定する。

### 6 入札の無効

大木町契約規則第 15 条の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 契約保証金

契約規則の規定によるものとする。

### 8 その他

- (1) 参加申請書、確認申請書、質疑書、入札書等は指定の様式を使用すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他町の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。
- (4) 入札参加者は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、契約規則及びその他入札契約に関する法令を遵守すること。
- (5) 発注者が、競争性が確保されないと判断した場合、入札を取りやめる場合がある。
- (6) 申請書他、提出資料等に虚偽の記載をした場合、指名停止を行うことがある。また、前段に該当する者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札決定としていた場合は、落札決定を取り消す。
- (7) 落札者は、契約の締結に当って、暴力団排除に伴う誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。
- (8) 本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。積算内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

変動型最低制限価格算出事例(5者以上の場合)

※いずれのケースも「最低制限価格」が入札書比較価格の0.8～0.92の範囲内の場合とする。

|                     |     | 業者名 | ケース1<br>(15者参加)     | ケース2<br>(7者参加)              |
|---------------------|-----|-----|---------------------|-----------------------------|
| 入札参加者の入札金額          | 1位  | A   | 【落札】 ¥1,950,000     | 【無効】 ¥3,800,000             |
|                     | 2位  | B   | ¥2,076,000          | 【落札】 ¥5,000,000             |
|                     | 3位  | C   | ¥2,096,000          | ¥5,010,000                  |
|                     | 4位  | D   | ¥2,100,000          | ¥5,020,000                  |
|                     | 5位  | E   | ¥2,120,000          | ¥5,030,000                  |
|                     | 6位  | F   | ¥2,120,000          | ¥5,030,000                  |
|                     | 7位  | G   | ¥2,130,000          | ¥5,050,000                  |
|                     | 8位  | H   | ¥2,140,000          |                             |
|                     | 9位  | I   | ¥2,150,000          |                             |
|                     | 10位 | J   | ¥2,160,000          |                             |
|                     | 11位 | K   | ¥2,170,000          |                             |
|                     | 12位 | L   | ¥2,180,000          |                             |
|                     | 13位 | M   | ¥2,190,000          |                             |
|                     | 14位 | N   | ¥2,200,000          |                             |
|                     | 15位 | O   | ¥2,210,000          |                             |
| 有効参加者数              |     |     | 15                  | 7                           |
| 平均額算出対象者数           |     |     | $15 \times 0.6 = 9$ | $7 \times 0.6 \div 5 *1 *4$ |
| 平均額算出対象者数の平均額*2     |     |     | ¥2,098,000          | ¥4,772,000                  |
| 最低制限比較価格(平均額×0.9)*3 |     |     | ¥1,889,000          | ¥4,295,000                  |
| 落札者                 |     |     | A                   | B                           |
| 無効となる入札             |     |     | なし                  | A                           |

は平均額算出対象者数

\*1 1未満の端数がある場合は、切り上げた数字

\*2 1円未満の端数がある場合は、切り捨てた額

\*3 千円未満の端数が生じた場合は、切り上げた額

\*4 平均算出順位に複数の同額入札がある場合においても算定の対象者数で行う

※入札参加者が5者未満の場合は、上記にかかわらず、入札書比較価格の0.8を最低制限価格とする。